

## 06. 各務原大橋プロポーザル

### 1. 事例の特徴

本事例では、各務原市という比較的規模の小さい地方自治体において、大規模な橋梁に関する設計競技が導入されていることが特徴のひとつである。

設計競技に先駆けて、学識経験者を中心とした景観懇談会で基本コンセプトを定め、発注側のポリシーが明確化されていることもポイントである。

また、公開プレゼンの導入等、市民意見を反映することが重要なプロセスと位置づけられており、多くの市民の注目を受けてデザインが決定されるよう工夫されている。

各務原大橋は「土木学会デザイン賞」の優秀賞(2015年)を受賞するなど、高い評価を得ている。

### 2. 業務諸元

#### 2-1. 業務概要

##### (1) 事業内容

平成16年、各務原市と川島町の合併を契機に、両地域の市民交流の拡大等を目的に新橋が計画された。架橋計画にあたっては、市民のシンボルとして相応しい橋となるよう、市民も含めて議論がなされ、公開プロポーザル方式で選定することとなった。

2013年に竣工した。総事業費は約60億円であった。

##### (2) 業務内容

##### 1) 設計競技の趣旨

- ・全国から英知を集める
- ・新生各務原市の独自性、メッセージ性の発信
- ・市民のシンボルとして相応しい橋としたい
- ・一方で、木曾川という雄大なランドスケープの自然をひきかたて、それと調和し、融合するシンプルで素朴な橋としたいなど、存在感を出しつつも、自然と調和するデザインとすべく、設計競技を実施

##### 2) 主催者

各務原市

##### 3) 調達方式

プロポーザル方式

##### 4) 選定スケジュール

- ・一次選考  
募集期間 : 平成17年10月中旬～11月30日  
第一次選考 : 平成17年12月16日  
提案内容公開期間: 平成17年12月20日～1月12日  
(一次選考通過6者のパネルを各務原市役所1階ホールに展示)
- ・二次選考  
公開プレゼン : 平成18年1月13日  
(同市産業文化センターにて約450人の市民が参加)  
選定結果公表 : 平成18年1月

##### 5) 応募総数

21者(27社に依頼のうち)

### 6) 最優秀提案者(受注者)

大日本コンサルタント(株)  
(コンサル1社単独、設計者A)

#### 2-2. 審査

##### (1) 審査方法

一次、二次(公開プレゼン)

##### (2) 審査委員構成

委員名	所属
篠原 修	東京大学
石川 幹子	慶應義塾大学
山田 健太郎	名古屋大学
西川 和廣	国土技術政策総合研究所
田中 隆司	国土交通省中部地方整備局
中村 敏一	国土交通省木曾川上流河川事務所
奥田 邦夫	岐阜県
河内 美代子	一級建築士
山田 隆量	日本美術院
五藤 勲	各務原市
大中 武易	各務原市

##### (3) 審査における評価視点

審査における評価視点は以下の通りである。

- ・提案のコンセプト、独創性、技術性、デザイン性、景観性、実現性、経済性等
- ・提出者(社)の業務実績、信頼性
- ・担当チームの能力、業務の経験
- ・公募時に示された基本コンセプト※1

(※1 各務原大橋景観懇談会提言:

「各務原大橋は、この地を育んできた木曾川という雄大なランドスケープの自然をひきかたて、それと調和し、融合するシンプルで素朴な橋、又、渡り行く人々が水と緑を感じながら楽しく渡ることができような、歩いて更に、広場やデッキなどを設け、自然を感じる空間の創造、存在感、物語性、朝日夕日などの眺望、森を抜けて川のオープンスペースへとシークエンス、先端的で新しい時代へのメッセージ性なども重要なキーワードと考えている」)

##### (4) 審査結果の公開

- ・一次審査に21者の応募があり6社を選定
- ・6社の提案(A1パネル)を12月20日～1月12日まで、市役所1階ホールに展示
- ・1月13日には、450名の市民が見守る中、6社の公開プレゼンテーション(6社は互いに発表はみられないよう工夫)
- ・最優秀賞1者、優秀賞2者を選定
- ・最優秀賞(特定者)の提案を構造的な面等から検討委員会で審議
- ・複数案を学びの森に実物大模型で展示し、市民300名よりアンケートを実施
- ・最終的に、検討委員会で構造面からも採用案が決定

## 2-3. 応募条件と設計条件

### (1) 応募条件

各務原市競争入札参加名簿に登録する建設コンサルタントで、デザイナー事務所等とのJVも可とし、以下の条件を満たすものとして、27社に依頼した。

- ・平成16年度鋼構造およびコンクリート部門売上高ランキング上位30位までのもの
- ・平成12年度以降に土木学会田中賞作品部門で受賞したもの
- ・平成12年度以降に土木学会デザイン賞を受賞したもの

### (2) 設計と条件

- ・提案の範囲:各務原大橋の建設に伴い橋梁、橋詰め空間及び取り付け道路を提案すること
- ・「景観懇談会提言」を参考とすること
- ・構造基本条件は以下のとおり
  - 架橋河川:木曾川本川 直轄区間
  - 架橋位置:各務原市上中屋町～川島小網町
  - 橋長:L=590m
  - 道路規格:3種2級
  - 計画交通量:7,300台/日
  - 構成断面:2車線・両側歩道  
(ただし、歩道の位置・必要性は予備設計により検討する。)
  - 橋梁の限度事業費:60億円(取り付け道路等に要する事業費を除く)
  - 橋梁のタイプ:条件無し
  - 構造:現況河川断面を侵さないこと  
現況堤は、完成堤として計画すること  
橋と堤防道路の交差は、平面交差とすること  
河川管理用通路を確保すること  
計画高水流量:8100m<sup>3</sup>/S  
余裕高:2.0m  
計画堤防天端幅:7.0m
  - その他:法令・構造令・河川条件に適合するもの
  - 参考資料:①ルート図(道路網図・航空写真)②標準断面図(一般部・橋梁部)③橋梁一般図④地質調査資料(ボーリングNo.1～4柱状図)

### (3) 提出書類

- ・事務所の主要業務、同種及び類似を6件まで
- ・当該業務の総括責任者、主任技術者について、特定された場合、本業務に携わる技術員についての業務実績を3件まで(うち類似業務実績1件以上2件まで)
- ・基本条件のコンセプトに答えるための基本的な考え方や全体コンセプトの見解及び補完図等をまとめたもの(A3サイズ2枚以内)
- ・A1パネル1枚に簡潔にまとめ提出
- ・文書を補完するための写真、イラスト、イメージ図は使用可。著作権等に抵触するものは使用不可
- ・橋梁概算事業費の総額を(上・下部工、橋面施設等を含む)を記載

## 2-4. その他の特記事項

### (1) 最優秀提案者との契約

プロポーザル実施説明書によれば以下の通りである。

- ・プロポーザル特定にかかる審査は、別に設置する各務原大橋プロポーザル審査委員会で行う(注:本ガイドラインでいう「審査委員会」にあたる)。
- ・一次審査において選考された提出者(社)により二次審査でプレゼンテーションを行い、最優秀提案者及び優秀提案者を選考する。
- ・プレゼンテーションは、原則一般公開の場で行う。
- ・最優秀提案者(特定者)には、各務原大橋予備設計業務を委託する。
- ・予備設計については、特定者(社)の提案を尊重するが、必ずしも提案どおり実施されるものではなく、別に設置する検討委員会において協議し決定するものとする。
- ・当該橋梁予備設計業務の委託費の概算は、一次審査により選考された者に提示する。

### (2) 賞金、最優秀者に与えられた権利

最優秀提案者に、予備設計業務を委託した。

### (3) その他、権利の保護など

プロポーザルの一次審査までに要した経費は提出者の負担とした。二次審査においてプレゼンテーションを行う場合に限り、準備委託費用としてプレゼンテーション実施者(社)に各20万円を支払った。

## 2-5. 参考資料

- 1) 橋梁と基礎 2007年8月号
- 2) (仮称)各務原大橋プロポーザル実施説明書
- 3) (仮称)各務原大橋プロポーザル作成要領
- 4) (仮称)各務原大橋プロポーザル基本条件
- 5) 各務原市発 ドラマ仕立てのインフラ整備、土木学会誌 Vol.92 No.7、2007年7月号

## 3. 事例解説

### 3-1. 実施のねらいと成果

#### (1) 実施を決定した背景と要因

計画に先立ち、各分野の方々から広く意見を得るため設置した「(仮称)各務原大橋景観懇談会」にて、橋のコンセプトの提言を受けた。それを受け、引き続き「(仮称)各務原大橋総合検討委員会」を立ち上げ、専門分野の方々に景観を踏まえた技術面を中心に検討をして頂き、プロポーザル方式にて、予備設計者を選定することとなった。

#### (2) 設計競技方式の選定の経緯、ねらい

橋のコンセプトを参考に、優れた提案を全国から募るとともに、事業の透明性を確保することを意図した。

#### (3) 選定した調達方式の有効性、事後評価

指名27者のうち21者から提出があり、事前の概算工事費把握のために想定していた橋梁形式にとどまらず、多くのデザイン性に優れた提案を得ることができた。

また、一次審査にて選定した6案を展示して市民に公開するとともに、一般公開にて行ったプレゼンテーションにも約

450 人の市民が参加した。予備設計者決定後に、詳細形状検討のため実物大の部分模型を展示して市民へのアンケートを行った際も、大半の回答者が公開プロポーザルで選ばれたことを承知しており、市民の関心の高さが伺えた。

### 3-2. 実施上の知見、工夫点

#### (1) 事業実施の前提条件

平成 16 年 11 月、各務原市と旧川島町が合併したが、木曾川を挟んで接しており両地域を直接つなぐ道路がなかったため、新たな幹線道路及び橋梁の整備を重要施策として位置付け、国庫補助及び合併特例債を活用して 10 年以内(平成 26 年度まで)に完成させることを目標とした。募集時の基本条件として、橋梁の建設費限度を 60 億円とした。

#### (2) 事業方針の作成、目的設定

本事業は前述のとおり合併を契機としていた。その目的は、各務原市と旧川島町の両地域を直接往来できる路線の整備、愛知県及び主要な交通拠点へのアクセス時間短縮、周辺橋梁の混雑緩和、大雨で通行規制される沈下橋の代替経路、災害時の通行ルート確保などであった。これは「(仮)那加小網線住民参画型道づくり委員会」において、幹線道路及び架橋位置のルート選定についての意見交換及び計画立案のうえ提言を得て、設定したものであった。

#### (3) 実施運営事務局の体制づくり

プロポーザル実施に関する諮問機関である「(仮称)各務原大橋総合検討委員会」及び、審査を行う「(仮称)各務原大橋プロポーザル審査委員会」の事務局は、都市建設部道路課橋梁建設推進室が担った。その主な業務は、有識者らで構成する委員への連絡調整、会議の運営、庶務であった。

#### (4) 関係機関協議、発注組織内部の合意形成

国土交通省(地方整備局・河川事務所)、県、公安委員会、漁業共同組合、農事改良組合、商工会議所、周辺自治会、税務署等との協議を行った。

市内部は市長以下幹部職員の会議において意思決定を行った。

#### (5) 予算確保と運用

国庫補助事業を活用した。活用した補助は下記の通りである。国土交通省通常補助・地方道路整備臨時交付金→地域活力基盤創造交付金→社会資本整備総合交付金、合併特例債。

#### (6) フィービリティ・スタディの実施

複数のルート・橋梁形式で概算事業費を試算のうえ、費用便益を算出した。

### 3-3. 審査上の知見、工夫点

#### (1) 審査基準の作成、要求事項の設定

プロポーザル実施要領、実施規定、応募者向け説明文書、応募様式、審査実施要領、審査評価指針、評価様式(配点表)等を作成した。要求事項は、応募者向け説明文書に含まれるプロポーザル基本条件に明記した。(橋の必要性、提案の範囲、基本コンセプト、構造基本条件)

#### (2) 審査員の選定

委員長の推薦により、有識者、市の建設系諮問機関委員、国・県・市の幹部職員等へ委嘱した。

#### (3) 審査における透明性の確保、市民参加

一次審査は非公開としたが、一次審査で選定の 6 案をパネル展示にて市民に公開した。

二次審査のプレゼンテーションは市民に公開した。また、決定案の詳細形状については実物大模型展示及びアンケート調査を実施した。

#### (4) 参加者のインセンティブの考慮

最優秀提案者に予備設計業務を委託した。二次審査におけるプレゼンテーション実施者に報酬を支給するとともに、二次選考における最優秀提案者及び優秀提案者を表彰した。

### 3-4. 選定後の事業実施上の知見、工夫点

#### (1) 事業実施上の知見、工夫点

設計競技完了後、特定された事業者の提案について、実物大の模型を公園に設置し、実際に景観にマッチするかが試された。これは、市民にもイベントとして好評であった。

このような取り組みの結果、風光明媚な木曾川や周辺の山並みになじむような橋梁デザインとなっている。

## 4. 課題

### 1) 予期しなかった問題とその対応

プロポーザルは提案者の力量を総合的に評価すべきものであり、配点等の審査評価方法で配慮したものの、各応募者から提出された提案作品の視覚的要素を中心とした内容に評価対象が集中したため、設計競技と変わらないのではないかとの意見が出された。

このほか審査において、橋梁構造に詳しい実務派の審査員と、橋梁外観や景観を重視する意匠派の審査員で、評価の高い提案作品が二分され拮抗する状況となった。

### 2) 参加者からの声、市民からの声

プレゼンテーションの会場客席において、僅かながら事業の透明性に疑問を持つ市民がみられ、客席からは否定的な言葉が聞こえる場面もあったという。一次審査にて選定した 6 案を展示して市民に公開するとともに、プレゼンテーションも公開で行ったが、市民による審査や投票の機会を設けなかったことが一因と思われる。市民への一層の情報公開と、市民の意見の生かし方について検討が必要である。

応募の中にはデザインが極めて優秀でありながら予算条件を無視したものや実現性の低い提案が存在し、人気投票を配点要素に加えることに不安があったことから、選考は審査員のみで実施した。

(執筆担当:小松 靖朋)